

太田市建設工事等資金借入申込案内

太田市建設工事等資金貸付条例及び同施行規則に基づき資金の借入れを希望する方は、次のとおり申し込みをしてください。

[申込要件]

○ 申込みをする場合は、次の要件を満たしている必要があります。

① 市発注の建設工事等を請負う市内業者で市税を完納していること。

- ・ 登記簿上の本店が市内にある者
- ・ 登記簿上の本店が市外で、市内に委任された営業所がある者
- ・ 個人事業者で市内に住所がある者

② 申し込もうとする建設工事等の請負金額が200万円を超え、かつ工事進捗率が100分の70以上であること。

[申込書類]

申 込 者	提 出 書 類	書類の取得及び照合先
① 登記簿上の本店が 市内にある者	資金借入申込書	指定様式(市のホームページに掲載)
	印鑑証明書	法務局
	市税完納照合票	収納課（市本庁舎2階）
②登記簿上の本店が市外 で、市内に委任された 営業所がある者	資金借入申込書	指定様式(市のホームページに掲載)
	資金貸付に関する委任状	指定様式
	印鑑証明書	法務局
	市税完納照合票	収納課（市本庁舎2階）
③個人事業者で市内に 住所がある者	資金借入申込書	指定様式(市のホームページに掲載)
	印鑑証明書	・市民課（市本庁舎1階） ・各行政センター （太田行政センターを除く） ・各サービスセンター
	市税完納照合票	収納課（市本庁舎2階）

[申込受付]

受 付 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
年間随時（土日・休日・年末年始を除く）	9：00～16：30	契約検査課窓口 （市本庁舎3階）